

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年3月23日（火） 8：16～8：28

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）

上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）

茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）

萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）

田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）

野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）

梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）

加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）

平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）

小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：坂 井 学 内閣官房副長官

岡 田 直 樹 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 3件

○国会提出案件 6件

○政令 23件

○人事 5件

○配布 2件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、新型コロナウイルス感染症に係る現下の状況に鑑み、戦略的な政府広報に必要な経費外10件に、一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費から約2兆1,692億円を使用するものであります。

次に、「土地改良長期計画」について、御決定をお願いいたします。本件は、土地改良法に基づき、令和7年度までの5年間における土地改良事業の実施の目標等を定めるものであります。本件につきましては、後程、農林水産大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書6件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令」は、国家公務員法の規定に基づくサービスの宣誓について、任命権者等の面前での宣誓書への署名を不要とするものであります。

次に、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令」、「証人等の被害についての給付に関する法律施行令」及び「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令」の一部を改正する各政令は、警察官、海上保安官の職務協力援助者に対する災害給付及び刑事事件の証人に対する被害給付における介護給付額を改定するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、専修大学経済学部教授野口旭を日本銀行政策委員会審議委員に、日本銀行総務人事局長坂本哲也を日本銀行監事に、それぞれ任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、復興庁人事といたしまして、統括官石塚孝が国土交通省へ出向することを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外3件について、御決定をお願いいたします。

次に、酒井健三外153名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「債務救済措置に関する書簡」をカメルーンとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、主要債権国会合の合意に基づく債務救済措置として、「独立行政法人国際協力機構」に対するカメルーンの債務約9,000万円について、支払いを猶予することを取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件といたしまして、令和3年度予算の関連政令19件等について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該予算等の成立を条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、復興庁及び文部科学省の各組織令の一部を改正する2政令は、所掌事

務の的確な遂行を図るため、審議官等を新たに置く等の改正を行うものであります。

次に、「東日本大震災財特法の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令」は、災害援護資金の貸付けの特例の適用期間を令和4年3月31日まで延長するものであります。

次に、「地域再生法施行令の一部を改正する政令」は、地域再生計画の記載事項として、重要港湾の港湾施設の整備に関する事業を追加するものであります。

次に、「地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、政府が締結する地震再保険契約において支払うべき保険金を定める際の基準額の改定等を行うものであります。

次に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令」は、令和3年度における公立義務教育諸学校の教職員定数の標準を定めるものであります。

次に、「予防接種法施行令等の一部を改正する政令」は、生活保護法に基づく葬祭扶助基準額の改定に伴い、同基準額を参照している予防接種法による葬祭料等の額を引き上げるものであります。

次に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令」は、母子事業開始資金等の貸付限度額を引き上げるものであります。

次に、「障害者総合支援法施行令の一部を改正する政令」は、同法に基づく自立支援医療の支給要件等の経過的特例等を令和6年3月31日まで延長するものであります。

次に、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」は、高額介護サービス費等の支給要件及び支給額を見直すとともに、令和3年度から8年度までの財政安定化基金に係る基金事業貸付金の償還期限の特例を設ける等の措置を講ずるものであります。

次に、「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」及び「令和3年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令」は、前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を是正するため、令和3年度における負担調整の対象となる保険者の割合等及び財政調整の対象外基準率等をそれぞれ定めるものであります。

次に、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」は、令和2年度に算出された名目手取り賃金変動率等を基準として、令和3年度における国民年金の保険料の改定率等を定めるものであり、「恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法第8条の3第1項の改定率の改定に関する政令」、「国家公務員共済組合法施行令等」及び「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等」の一部を改正する各政令は、公的年金の改定率等を基準として、令和3年度における恩給、遺族年金、退職年金の年額等の改定率等を定めるものであります。

次に、「土地改良法施行令の一部を改正する政令」は、災害が頻発する中、農用地

の保全を図るため、決壊等により災害を生ずるおそれがあるため池の変更や統廃合を行うための土地改良事業を新設し、都道府県の負担率についての規定の整備等の措置を講ずるものであります。

次に、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特措法施行令の一部を改正する政令」は、平成27年にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の旧西普天間住宅地区に係る特定給付金の支給の限度となる期間を本年4月1日から7年間と定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。内閣官房及び内閣府人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、内閣府に新設される科学技術・イノベーション推進事務局長に内閣官房内閣審議官赤石浩一を充てるものであります。

- 加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、農林水産大臣。
- 野上国務大臣：土地改良長期計画は、土地改良法に基づき、5年を1期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものです。今回の新たな計画においては、「生産基盤の強化による農業の成長産業化」、「多様な人が住み続けられる農村の振興」、「農業・農村の強靱化」の3つの政策課題を設定し、スマート農業実装の加速化、防災重点農業用ため池に係る防災対策の集中的かつ計画的な推進、流域治水の推進などを図ることとしています。関係閣僚の皆様におかれましては、今後とも、国内の需要や輸出に対応できるよう農業生産基盤の強化等を図る土地改良事業の計画的な実施に格段の御協力と御配慮をお願い申し上げます。
- 加藤国務大臣：次に、私から、独立行政法人の長の人事について、申し上げます。独立行政法人国立公文書館長加藤丈夫は、3月31日付けで任期満了となりますが、その後任に前早稲田大学総長鎌田薫を4月1日付けで任命いたしたいので御了解願います。
次に、総務大臣。
- 武田国務大臣：国立研究開発法人情報通信研究機構の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 加藤国務大臣：次に、財務大臣。
- 麻生国務大臣：3月31日に任期満了となる独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 加藤国務大臣：次に、文部科学大臣。
- 萩生田国務大臣：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所をはじめ8の独立行政法人の長、国立大学法人室蘭工業大学をはじめ24の国立大学法人の長及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構をはじめ2の大学共同利用機関法人の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 加藤国務大臣：次に、厚生労働大臣。
- 田村国務大臣：国立研究開発法人国立がん研究センターをはじめ6法人の長について、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

- 加藤国務大臣：次に，農林水産大臣。
- 野上国務大臣：独立行政法人家畜改良センターをはじめ5法人の長につきまして，別紙のとおり任命いたしたいので，御了解願います。
- 加藤国務大臣：次に，経済産業大臣。
- 梶山国務大臣：独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長辰巳敬は，3月31日付けで任期満了となりますが，その後任に東北大学未来科学技術共同研究センター長兼教授長谷川史彦を4月1日付けで任命いたしたいので，御了解願います。
- 加藤国務大臣：次に，国土交通大臣。
- 赤羽国務大臣：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構外4法人の長につきまして，別紙のとおり任命いたしたいので，御了解願います。
- 加藤国務大臣：次に，環境大臣。
- 小泉国務大臣：国立研究開発法人国立環境研究所理事長渡辺知保氏は，3月31日に任期満了となりますが，その後任として，東京大学大気海洋研究所教授木本昌秀氏を4月1日付けで任命いたしたいので，御了解願います。
- 加藤国務大臣：これをもちまして，閣議を終了いたします。
引き続き，閣僚懇談会を開催いたします。
御発言はございますか。
無いようですので，以上をもちまして，閣僚懇談会を終了いたします。

◎政 令

- 資料あり
○ 職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する
政令（決定）（内閣官房）
- 〃 ○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する
法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（警察庁・財務省）
- 〃 ○ 証人等の被害についての給付に関する法律施行令
の一部を改正する政令（決定）（法務・財務省）
- 〃 ○ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する
法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（国土交通・財務省）

◎人 事

- 資料あり
○ 野口 旭外 1 名を日本銀行政策委員会審議委員等
に任命することについて（決定）
- 〃 ○ 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得る
ことについて（決定）
- 資料なし
☆ 柴田義人外 8 0 名を判事兼簡易裁判所判事等に任
命することについて（決定）
- 資料あり
☆ 元大蔵事務官酒井健三外 1 5 3 名の叙位又は叙勲
について（決定）

◎配 布

- ☆ 千葉県知事選挙結果調（総務省）
- ☆ 千葉市長選挙結果調（同上）

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

〔 令 和 3 年
3 月 23 日 〕 (火)

◎ 一 般 案 件

資 料
な し ○ 債 務 救 済 措 置 (債 務 支 払 猶 予 方 式) に 関 する 日 本
国 政 府 と カ メ ル ー ン 共 和 国 政 府 と の 間 の 書 簡 の 交
換 に つ い て (決 定) (外 務 省)

[○ 署 名 あり ☆ 署 名 な し]

◎政 令

資料あり

- 復興庁組織令の一部を改正する政令（決定）
（復興庁）
- 〃 ○文部科学省組織令の一部を改正する政令（決定）
（文部科学省）
- 〃 ○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府・財務省）
- 〃 ○地域再生法施行令の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府）
- 〃 ○地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（財務省）
- 〃 ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（決定）
（文部科学・財務省）
- 〃 ○予防接種法施行令等の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働・財務省）
- 〃 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○介護保険法施行令等の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○令和3年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（決定）
（同上）

資料あり

- 国民年金法施行令等の一部を改正する政令
(決定) (厚生労働・財務省)
- 〃 ○恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令(決定) (総務・財務省)
- 〃 ○戦傷病者戦没者遺族等援護法第8条の3第1項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令(決定) (厚生労働・財務省)
- 〃 ○国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(決定) (財務省)
- 〃 ○地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令(決定) (総務省)
- 〃 ○土地改良法施行令の一部を改正する政令(決定) (農林水産・財務省)
- 〃 ○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(決定) (防衛・財務省)

◎人 事

資料あり

- 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて(決定)

[○署名あり ☆署名なし]